

- 全 松岡俊三郎
- 全 社會婦人同盟主事 赤松常子
- 全 民衆法曹團 疋田秀雄
- 全 民衆法曹團 坂田昌尼
- 全 坪井専次郎
- 社會民衆黨 岩部石男
- 福山市市會議員 陶山篤太郎
- 川崎市全會議員

- 社會民衆黨 九州聯合會調查部長 高次井
- 福岡縣黨部 全國水平社執行委員 花山清
- 社會民衆黨 戸畑市市會議員 黒木本造

二 其他北九州各支部、門司、小倉、戸畑、若松、折尾、應援團

全中央委員 官業労働總同盟主事

川村保太郎

八幡支部言論戰隊 第一第二第三第四班

### 三、彈壓下の悪戦苦闘

普天の下、率土の濱、國を舉げて其の武斷專制政治への怨嗟の聲揚る反動、東田中内閣の毒牙は、吾が八幡市議戦に於ても、果せる哉、夥しく驅り集められたる警察官の大群、代官の百姓一揆にでも對する如き不當不法なる言論壓迫と檢束、無産階級解放運動の尖端に起つ吾黨の頭上に荒れ狂ひ、殆ど暗黒政治を現出した。看よ、此の狂暴なる言論壓迫と不當檢束の数々を!!

「市會議員ノ收入ト選舉ニ使フ金トヲ較ベテ見テ、入ル金ガ少イカラ市會議員ハ段々貧乏シテユカネバナライ理

「選挙速反ノ罰則トシテ定メテアル買収者ハ罰金トシテ罰スルコトガ出来ルダラウ」

「選挙速反ノ罰則トシテ定メテアル買収者ハ罰金トシテ罰スルコトガ出来ルダラウ」

「明治維新ノ確立ハ無産無産ノ浪士ニ依ツテ成サレタ。民衆政治ノ確立ハ國民ノ大多數ヲ占ムル我々無産階級ノ手ニ依ツテナサレナケレバナラス」

「斯クノ如キ組織ノ力ガ、買収ト彈壓ノ中ニ高キ操ヲ變ヘザル組織ノ力デアラ」

「現在ノ社會デハ經濟上デモ政治上デモ利害ガ相反スル」

「縁グニ追付ク貧乏ナントイフガ、今日ハ一生懸命ニ働ク労働者ガ貧乏シテ、常ニ贅澤シテキル奴ガ」

由來、臨官が演説の中止を命ずるや、臨官其の人の認定に依ること勿論なりと雖も、苟くも演説の内容が公序良俗に反せず又安寧秩序を害するに非ざる限りは濫りに之れを抑壓すべからざるは法律の明定する處であつて、殊に普通選挙法に於ては、其の運動方法を局限すると共に其の取締りを嚴重に爲したる結果、言論に依る推薦が唯一無二の運動方法となり、従つて法律に於ても言論の自由を期するの趣旨より選挙法第百十六條の規定を設け、言論に對する官憲の職權